令和７年度　第３回文京区子ども・子育て会議及び
文京区地域福祉推進協議会子ども・若者部会　要点記録

日時　令和７年８月７日（木）午後６時30分から午後８時23分まで
場所　区議会第一委員会室（文京シビックセンター24階）

＜会議次第＞
１　開会
２　議題
（１）　子育て支援計画（令和２年度から６年度）の進捗状況について
【資料第１号】
（２）　子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の再算定結果について　【資料第２号】
（３）　（仮称）若者計画の策定について　【資料第３号】
（４）　（仮称）こどもの権利に関する条例（素案　改訂版）等について
【資料第４号】
ア　こどもの権利に関する条例(素案　改訂版)について
イ　こどもの権利に関する意識調査（２回目）の結果について
ウ　今後のスケジュール（予定）
３　その他
４　閉会

＜地域福祉推進協議会子ども部会委員（名簿順）＞
出席者
遠藤 利彦 会長、髙橋 貴志 副会長、高櫻 綾子 委員、秋山 誉寛 委員、
乾 愛 委員、河合 直子 委員、原田 悠希 委員、大橋 久 委員、
弘世 京子 委員、木下 敏宏 委員、篠塚 宏器 委員、久保 知子 委員、
石樵 さゆり 部会員、那須 晴吾 部会員、
杉山 直之 様、礒﨑 奈保子 様、井利 由利 様

欠席者
堀口 法子 委員、早川 真 委員、佐々木 妙子 委員、佐々木 万紀子 委員、
髙橋 誉則 委員、加藤 光喜 委員、瀧田 巌陽 委員、秋葉 園江 委員、
稲村 紘志郎 部会員、杉本 謙 様、安藤 尚徳 様

＜事務局＞
出席者
多田子ども家庭部長、栗山児童相談所長、川﨑企画課長、篠原福祉政策課長、
永尾障害福祉課長、坂田生活福祉課長、鈴木子育て支援課長、
富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、足立子ども施設担当課長、

大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所副所長、
新納児童相談援助担当課長、大塚保健サービスセンター所長、
熱田教育総務課長、宮原学務課長、日比谷児童青少年課長、
木内教育センター所長

欠席者
吉田教育推進部長、山岸教育指導課長

＜傍聴者＞
７名

子育て支援課長：それでは、改めまして、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから令和７年度第３回文京区子ども･子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども・若者部会を開催いたします。

私、文京区子ども家庭部子育て支援課長、鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まだ数名、お見えになっていませんが、会のほうを始めさせていただきます。

今回もオンラインを併用した開催となります。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

今回は事前に、郵送、またはメールで配布をさせていただいたところです。

まず次第、それから資料第１号、子育て支援計画の令和２年から６年度の進行管理対象事業の進捗状況。

それから、資料第２号が地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の再算定等の結果。

こちらにつきましては、中身が一部差し替わっておりますので、修正箇所はまた後ほど、ご説明いたしますが、資料第２号は差替えで席上に置かせていただいております。

それから資料第３号が、若者計画の策定。

資料第４号が、こどもの権利に関する条例（素案　修正番）。資料第４号は別紙もございまして、別紙の１－１から１－３、それから別紙２、別紙３とございます。こちらも一部差替えがございまして、別紙１－１も席上に置かせていただいておりますが、文字をちょっと大きくさせていただきまして、ページ数も増加をしております。

別紙の１－２が表になっているんですが、Ａ４で見づらい表だったので、Ａ３に拡大させていただいた表も席上に置かせていただいております。

ここまでは議題に関する資料で、参考資料といたしまして、委員と幹事の名簿、それから参考資料の２として、「（仮称）若者計画のこれまでの検討状

況」ということで、こちら、配布した当資料のタイトルが「子育て支援計画のこれまでの検討事項のまとめ」とありますが、大変申し訳ございません、子育て支援計画ではなく「若者計画のこれまでの検討事項のまとめ」となりますので、お手数ですが、参考資料２のタイトルを「子育て支援計画」から「若者計画」に修正をお願いいたします。

こちら会場のみですが、席上配布しているもので、座席表とブルーのチラシで、子育てフェスティバル、子ども家庭部で年に１度取り組んでいる、子育て世帯を対象としたイベントを実施をいたしますが、９月７日、ちょうど１か月後になりますけれども、そのチラシを置かせていただいております。ぜひ皆様、ご都合がつきましたら、会場のほうへ足を運んでいただければと思います。

閲覧用といたしまして、冊子が幾つかございますが、文京区若者の生活と意識に関する調査報告書（全体版）ということで、白い紙でつづってあるものです。

今年１月２月に、若者に実施した調査報告書、それから子育て支援計画の令和７から11年度、最後に子育て支援に関するニーズ調査の報告書、令和５年３月に実施したものを閲覧用として置かせていただいております。

会場にお越しの方で、資料に不足等がある場合は、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお、オンラインでご出席の方には、子育てフェスティバル2025のチラシは本日事務局よりメールでお送りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして本日の出欠状況でございますけれども、こちら、本日の座席表に記載をさせていただいております。座席表の右下ですね、オンライン参加が髙橋副会長、それから乾委員、栗山所長、佐藤副所長、それから新納課長がオンライン参加となっております。

欠席が、私立幼稚園連合会代表、早川委員、私立保育園代表、佐々木委員、それから認可保育園父母の会連絡会代表、佐々木委員、私立幼稚園PTA連合会、加藤委員、区立中学校PTA連合会代表、瀧田委員、小学校長会、杉本様、弁護士の安藤様、それから幹事として吉田教育推進部長、山岸教育指導課長が欠席で、熱田教育総務課長は出席をいただいております。

最後に皆様へお願いでございます。ご発言する際は、毎回のことですが、始めに所属団体名とお名前をおっしゃってから、ご発言をいただきますよう、お願いいたします。

また会場にお越しの委員でご発言する際は、お手元のマイクをご利用ください。ご発言の前に、お手元のボタンを押して、ランプが赤く点灯したことを確認をいただき、またご発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押して、マイクの電源をお切りくださいますよう、お願いいたします。

Zoomの方は、ご発言する際、手を挙げて合図をいただきますよう、お願いいたします。

それでは、これより議事の進行を遠藤会長にお願いいたします。

遠藤会長、よろしくお願いいたします。

遠藤会長：皆さんこんばんは。昨日よりは若干気温は低いようですが、蒸し暑いことに変わりはなく、こういう状況の中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、議題が４件ございます。

会議時間につきましては、20時30分閉会を予定しておりますので、円滑な議事進行に、皆様、ご協力をお願いいたします。

それでは早速一つ目の議題のほうに入ってまいりたいと思います。

令和２年度から６年度の子育て支援計画の進捗状況について、入ってまいりたいと思います。資料は第１号となります。

こちらは一つ前の子育て支援計画について、進行管理の対象となっている事業の令和６年度の実績についてご説明いただきまして、計画の進行管理を行うものでございます。

それでは、鈴木子育て支援課長より、ご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：子育て支援課長の鈴木です。

資料第１号に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

前回令和２から６年度分の子育て支援計画の進捗状況でございます。

子育て支援計画に掲載をしている主要項目、それから計画事業のうち、主な施策の令和６年度の実施状況をご説明いたします。

まず１ページ目１番の、より良い子育てを支える取組の一つ目の丸、保育園・幼稚園の充実では、（１）ですね、近年の待機児童数や保育所の方向性について、それから（３）で区立幼稚園の認定こども園化の進捗について記載をしております。

２ページ目をご覧ください。真ん中の丸、放課後の居場所づくりの（１）、育成室の整備及び運営では、育成室の整備状況や今後の方向性について、それから（３）、放課後全児童向け事業、通称アクティでは、多くの小学生に利用いただけるよう、拡充の状況を記載をしております。

飛んで４ページ目をご覧ください。２番、子どもの生きる力・豊かな心の育成の一つ目の丸では、区立小学校を中心とした施設の改築・改修の実施状況を記載しております。

続いて二つ目の丸では、中高生の居場所b－labの利用者数が、令和５年度の３万人から令和６年度は３万3,000人に増加をし、さらには２か所目のb－labについて、記載をしております。

続いて５ページ目をご覧ください。３番、安心して育ち、子育てできる支援体制づくりの一つ目の丸の（１）では、本年４月に開設をいたしました児童相談所の組織や職員の確保等、体制整備に関することを記載しております。

一番下の丸、子どもの貧困対策の（１）、子ども宅食プロジェクトにつきましては、現在区内約800世帯の支援を行っており、その具体的な取組状況を記

載しております。
　６ページ目をご覧ください。６ページ目は、４番、地域社会全体で子どもを育む体制の構築ということで２点、それから５番、子どもを守る安全・安心なまちの環境整備ということで、非行防止等に関することを記載しております。
　７ページ目以降がですね、各主要項目のうち、主な計画事業の成果や評価、それから次年度における取組等につきまして、直近３年分を掲載しております。
　かなりボリュームが多いので、内容、詳細については割愛をさせていただきます。主なものを先ほどの１ページ目から６ページ目でご紹介をさせていただきました。
　説明は以上でございます。
遠藤会長：ありがとうございました。鈴木子育て支援課長より、令和２年度、６年度の子育て支援計画の進捗状況について、ご説明いただきました。
　ただいまの内容につきまして、ご質問、ご意見等、ございましたら、お願いいたします。いかがでございましょうか。
　どうぞ、河合委員、よろしくお願いいたします。
河合委員：公募区民の河合でございます。
　本件、ちょっと、一つだけ気になることがありまして、６ページ目なのですけれども、ファミリー・サポート・センターの事業の会員が減っているという報告を拝見、拝読いたしました。
　私も会員で、依頼じゃなくて提供のほうをずっと10年以上、20年ぐらい続けているんですけれども、なぜこれが減ったかについて、何か分析といったものはございますでしょうか。
子ども施策推進担当課長：子ども施策推進担当課長、富沢です。よろしくお願いいたします。
　ファミリー・サポート・センターの事業の担い手のところだと思います。
　主に想定される層というのが、例えば子育てが一段落した専業主婦の方であったりとか、そういうことが一つ典型的には想定される部分だというふうに考えられるところでございます。
　区内でいきますと、共働きも増えてきていて、そういう層がなかなかご協力いただけるところは、ある意味周知して掘りつくしたような話も、委託しています社会福祉協議会のほうから聞いておりまして、なかなかその辺の構造的なところというんですかね、あと、もう一つは、比較的元気な高齢者の方にご協力いただくというところかとは思います。
　ですので、今後も引き続き、そういったところの中でご協力いただけるような方をさらにお声がけしてということで、社会福祉協議会のほうでも努めているというところで認識はしております。
河合委員：ありがとうございます。
　前に意見を述べたことがあるのですが、新規に登録をする際のハードルが

すごく高くなっていて、丸１日研修を実施、受けなければいけなかったりとか、そういったところもありますので、継続している人の引き止めもそうなのですけれども、新規に入るときのハードル、安全対策はあると思うんですけれども、分散するとか利用者の声を聞いていただいて、少し何かの策を講じていただければなというふうに思いました。

以上でございます。

遠藤会長：ご意見ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

よろしくお願いいたします。

原田委員：区民委員の原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この資料直接というわけではないかもしれないのですが、５ページに児童相談所の設置に向けた取組というところで、書いていただいているかというふうに思います。

この報告自体が昨年度までの進捗状況ということなので、設置に向けて頑張りましたというご報告だったのだと思うのですけれど、実際４月に設置されて、約半年たちまして、実際のところどうなのかとか、ご苦労されているところなども含めて、この審議会が、もしかしたら場でないかもしれないんですが、進捗状況などをご報告いただけたらありがたいかなというふうに感じましたということと、もしご報告いただけるのであればなのですけれど、私としては、文京区は児童養護施設など施設がない区にが児相を設置しているというところで、里親の開拓が重要なのではないかなというふうに思っております。他の区では、社会的養育の推進計画など策定していらっしゃるところもあるというふうにお聞きしていますけれど、そういった社会的養護を支える基盤づくりについて、どのように取り組まれているのかというのも、今日じゃなくても構わないので、教えていただければありがたいなというふうに思いました。

以上です。

遠藤会長：それでは、オンラインで、よろしくお願いいたします。

児童相談所副所長：児童相談所、副所長の佐藤でございます。

児童相談所のご理解のほう、ご関心をお寄せいただきまして、ありがとうございます。

今ですね、原田委員からお話がありましたように、文京区児童相談所が４月から開設をいたしまして、一つには、今この手元の数値というところで確定しているところが５月末、４、５と２か月のところでの数値的な部分になるんですけれども、私どもの児童相談所の相談受理件数が496件、うち児童虐待の相談件数は351件というような形でございまして、これは東京都からの引継ぎ分も含めまして、非常に多くのご相談が寄せられているというようなところが申し上げられるところでございます。

原田委員からもお話がありましたとおり、いわゆる文京区の地域特性と言いますか、やはりお父様お母様のほうで、教育の部分でお困りのところがややもすると児童虐待に進んでしまうか、しまわないかというような場合のと

ころで、児童相談所が関与する場合でありますとか、あとこの今回の子ども・子育て会議でも、お話がありますように、外国籍の児童のお子様が区内でも増えているというところに伴いまして、児童相談所の相談の部分も、その形で、同ケースの方が増えている印象がございます。

その中にあって、文京区の社会的養護の取組というようなところで申し上げますと、私ども児童相談所と、所内にありますフォスタリング機関というようなところで、里親開拓の今、準備あるいは展開を進めているところなのですが、非常に東京都よりも、より細やかにでき得るところといいますと、これは地元の小中学校でありますとか、保育園・幼稚園の皆様への周知啓発ももちろんなのですけれども、例えば今、新しい取組としては、文京区にあります銭湯ですとか、あるいは東京メトロの地下鉄の駅のほうに、里親のご関心ありませんかというようなポスターなどを掲示する等もですね、非常に地域密着の部分で、まず裾野を広げていくと。先ほどもご紹介ありました、例えば子育てフェスティバル等でも、チラシを置かせていただいたりというような形で、まずこの地域、あるいは区の皆様に、里親制度をしっかり知っていただくと、その上で、次のステップの里親の実施を、また増やしていくというのが、取組を考えられているテーマというところで進めているところでございます。

ありがとうございます。

遠藤会長：詳細にわたってご説明いただき、ありがとうございました。

それでは何かございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

ほかに、いかがでございましょうか。

よろしくお願いします。

秋山委員：区民委員の秋山です、よろしくお願いします。

区として取り組まれた内容が、簡潔に分かりやすく書いてあり、ありがとうございます。

一方、計画に対する進捗ですので、計画に対して、その予定どおりに進んでいるのかとか、あと進めるに当たっての課題とか、もしかしたら計画自体見直さなきゃいけないとか、いろいろ進捗を把握したり、把握した上での分析というところもあるかと思いますので、今日この場での回答というのは難しいと思いますが、そういったことも今後評価として入れていただけると、より、こういった会議の中での議論等も活発になるのではないかと思いまして、コメントさせていただきました。

以上でございます。

遠藤会長：はい、じゃあ、よろしくお願いします。

子育て支援課長：はい、ご質問ありがとうございます。子育て支援課長の鈴木です。

７ページ以降が、より詳細な、その取組状況の成果・評価、それから次年度における取組等というふうに記載をしております。

ここで書かせていただいたのは、これぐらいの文字数しかございませんけれども、こういった、ここに特に記載の内容を踏まえまして、７年度以降の計画に落とし込んでおりますし、７年度から11年度の取組状況の進捗は、またこの場でも検討していただくことになりますので、またそういったところでご説明させていただければと思っております。

ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

よろしくお願いいたします。

木下委員：小P連、PTA連合会、木下と申します。

２ページ目の、放課後居場所づくりという形で、放課後、全児童向け事業アクティーだと思うんですけれども、区内20校の中で、児童数が多いがゆえに、教室が足りない問題が結構出てきています。

それに伴って、アクティーの場所というのが、学校によっては、廊下だったりということになっていて、今のこの暑い中、酷暑の中で、廊下で放課後６時半ぐらいまで過ごす児童などがいますし、このまま冬になったときには、逆に寒い場合というのもあるので、その辺りも一緒に、事業の拡充と言いますか、協議の中に含めていただければと思います。

以上です。

遠藤会長：はい、ありがとう、これについては。よろしくお願いします。

児童青少年課長：児童青少年課長の日比谷と申します、よろしくお願いします。

アクティーの活動につきましては、やはり登録児童も増えておりまして、学校のほうもなかなか児童数も多いということで、居場所の確保というところは課題として認識しております。

小学生のお子さんが、安心して活動できる場所というのは、常に学校、協議をしながら居場所をつくっているという状況ですので、今後、そういったところもより活動できる場所を確保するように、これからも協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

木下委員：ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

重要なご指摘だったかと思いますので、ぜひ改善に努めていただければと思います。

それではまだ、恐らくご質問、ご意見、あるのかもしれませんが、ちょっと時間の関係で次のほうに移らせていただければと思います。

二つ目の議題、子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の再算定結果について、入ってまいりたいと思います。

資料第２号をお手元にご準備ください。

ここでは地域子ども・子育て支援事業のニーズ量について、今後の見通しがどのように変化するかを確認いたします。

それでは資料第２号について、鈴木子育て支援課長より、ご説明をお願い

いたします。
子育て支援課長：はい、ご説明いたします。
まず、おわびですが、修正がございまして、資料第２号の19ページをおめくりください。
19ページの（16）児童育成支援拠点事業、これから新たに始まる事業になりますけれども、こちらの「確保方策の考え方」の１行目ですね、「小学１年生から高校生世代まで」とありますが、１年という言葉を取っていただいて、「小学生から高校生世代まで」に修正をいただきたいと思います。
それから21ページ目（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）ですが、こちらにつきましては、量の見込み（ニーズ量）と確保方策の数値を、事前にお配りしたものから修正となっております。
こちらの表をご参考いただければと思います。
それでは１ページ目にお戻りをいただきまして、この再算定結果についてご説明をさせていただきます。
まず１番の概要でございますが、前回のこの会議でお示しをいたしました人口推計、それからこれまでの実態調査の結果等を基に、地域子ども・子育て支援事業、これは国が定めている全19事業ございますが、このニーズ量を再算定いたしました。
なお２番に記載のとおり、前回の会議で放課後児童健全育成事業、育成室と、それからアクティーについては、ご説明を差し上げているため、割愛をさせていただきます。
それでは主な項目を説明いたします。
まず３ページ目をおめくりください。
（２）子育てひろば等の地域子育て支援拠点事業につきましては、また表が見づらいんですけれども、量の見込み、ニーズ量の６年度と、今回再算定した７年度において、７年度から11年度まで、全ての期間でニーズ量が3,000人以上減少しておりますので、当初の計画どおり、施策を進めてまいります。
19事業の中でほとんどがニーズ量が減少している結果となっておりますので、この先はニーズ量が増えた事業と新規事業のみご説明をいたします。
７ページ目をご覧ください。
（６）子育て短期支援事業、こちらもショートステイ事業のニーズ量が、８ページ目ですね、ニーズ量の説明は８ページ目の表になっております。
ショートステイのニーズ量が、毎年、毎年度100人以上増加をしております。
上のほうに、毎年度100人以上増加をしておりますので、これを踏まえまして、すみません、ちょっと行ったり来たりで、７ページ目、１枚お戻りいただきまして、確保方策の考え方の３、４行目に記載をしておりますが、希望する機関での利用ができない場合も生じているため、新規開設など、受入れ枠の拡大に向けた検討を進めてまいりますと記載をさせていただいております。
続いて16ページ目をご覧ください。

病児、それから病後児の保育事業ですが、こちらもニーズ量が毎年度約500人以上増加をしております。

そのため、確保方策の考え方の５行目にも記載をしておりますが、施設が存在しない地域、どちらかというと文京区の西側に当たりますけれども、そういったところを中心に新規開設に向けた検討を進めてまいります。

続いて19ページをご覧ください。

（16）児童育成支援拠点事業ということで、こちらは令和８年度に新規で開設を予定する事業で、要するに初めてニーズ量と確保方策を算出しております。

どんな事業かというのが、事業概要のところに記載をしております。

養育環境に課題を抱えて、家庭や学校に居場所のない児童を対象に、様々な支援を行う施設を整備する事業でございます。

まずその下のニーズ量の見込みでございますが、これ令和８年度から11年度まで全て９人としておりますけれども、出し方といたしましては、子ども家庭部内で様々な関わり、お子さんに対して関わりを行っている中で、実際に利用することが想定される児童を参考に算定をいたしました。

また確保方策につきましては、課題を抱える児童、お子さんのための施設を、令和８年度中に１か所整備することを計画をしておりまして、その施設の定員を10人で想定をしておりますために、全て10人となっております。

最後に21ページ目をご覧ください。

（18）乳児等就園支援事業（こども誰でも通園制度）になりますけれども、こちら、ニーズ量の欄をご覧ください。

ニーズ量は、将来人口推計と実態調査における定期的な預かり事業の利用意向割合から算定をいたしました。

また確保方策の考え方でございますが、現行の未就園児の定期的な預かり事業の実績等を基に算定をしております。

それぞれの数値は、表のとおりでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございました。地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の再算定結果について、今ご説明いただきました。

第２回で確認いたしました幼児期の教育、保育の状況と同様、ニーズ量は全体的に計画の伸びよりも抑えられる傾向となったかと思います。

これまでのことで、何かご質問、あるいはご意見等ございましたら、またご提示いただければと思います。よろしくお願いいたします。

はい、よろしくお願いいたします。

原田委員：区民委員の原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

21ページの「こども誰でも通園制度」になるのですけれども、昨年の会議から何回かご質問させていただいたことがありまして、実際初めて拝見させていただいたということになるのですけれど、私の思いみたいなことで恐縮なのですが、ちょっと少ないような気もするというところがあります。という

のはおそらくこの推計では、保育所に入られていない方のほんの少ししか使わないということになっているのかなと思います。

推計の仕方が、定期預かり事業の利用意向割合、現行の制度から調査されたということなのだと思うのですけれど、恐らくこの制度の導入の趣旨としては、働いていなくても子どもと二人で煮詰まっちゃうようなお父さん、お母さんとかがいらっしゃる中で、働いていなくても預けられるよということを積極的に周知をして開拓していくような、そういうような事業なのかなというふうに思っていまして、そうなってくると、未就園の方に積極的に働きかけて、掘り起こしていくみたいなことが、虐待予防にもつながっていくんじゃないかなというふうに思いまして、この目標値じゃなく、もっとぜひ、使っていただけるようにしていただけたらいいのではないかということで、ちょっと発言させていただいた次第です。

このように申しているのは、多分前回の会議で保育所の定員の埋まり方とか、ニーズ量の見込みとかも、かなり減ってきているのかなというふうに思いますので、これまで待機児童がいて、なかなか入れないので、そっちを優先となっていたのかもしれないんですが、こういったところで、その保育所の方に活躍していただいて、虐待の未然予防などにつなげていただくのがよいのではないかと思いまして、ちょっと発言させていただきました次第です。

以上です。

遠藤会長：はい、ありがとうございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

子ども施設担当課長：子ども施設担当課長の足立と申します、ご質問ありがとうございます。

誰でも通園制度のニーズ量のほうにつきましては、こちら37人というのは実数というよりは、必要定員数とお考えいただければと思います。

その日提供される定員が37人ですので、延べ数というわけではございません。このところについて、ちょっと分かりづらいので、もしかすると追加での説明が必要になるかなと思いながら、ご質問をお聞きしたところでございますので、そこだけ、ご理解いただければと思います。

現状、確保方策のほうをご覧いただきますと、例えば私立認可保育所等21人というのは、令和７年度で確保している定員数のほうになってございます。

今回お示ししている中で、既存事業からの変更点としては、区立の認可保育所での実施等も考えてございまして、事業の幅としては、さらに広げられるようにという方向で、現在検討中でございます。

ご指摘のとおり、幅広く積極的な働きかけをして、多くの方にご利用いただくというのが必要な事業というふうに考えてございます。私どもとしましては、既にモデル事業の時代から、「未就園児の定期的な預かり事業」という形で事業を展開してございますので、ある程度認知は上がっているところかと思いますが、令和８年４月から改めて国の給付制度としてスタートするに当たりましては、しっかりと周知をして、利用を促していきたいと考えてご

ざいます。
遠藤会長：はい、よろしくお願いします。
原田委員：すみません、細かくて恐縮なのですけれど、保育所も同じような感じで、前回の資料において定員で確保方策を出されていたということでよかったでしょうか。

それと比較したときの、この定員の出し方この事業は一時的に預かるので、週１回とかの利用とか週２回の利用とかも考えられるわけだと思いまして、そうなると実際に使われることが、週１回で37人枠、55人枠を確保しているということであれば、実際には260人使える、５倍の人数使えるということだと思います。その辺り正確にというか、実際かなり応募すれば使え、これだと私、てっきり誰も応募しても申し込めないぐらい厳しいのかなと思っていたのですけれども、応募したら大体使えるよということなのであれば、とてもよいかなと思いましたので、ちょっとその辺り、教えていただくとともに、周知でも、資料でも反映いただければありがたいなと思います。
子ども施設担当課長：はい、子ども施設担当課長の足立です。

基本的には定員という形でお示しをしているものと認識してございます。

こちらにつきましては、就学前児童数から、今はじき出している預かり施設の利用者数を差っ引きまして、それに令和５年度に行いました実態調査での利用意向率、具体的に申し上げますと26.9％になりますけれども、そちらを掛け合わせた形で、必要数を考えてございます。

それに必要受入れ時間数を掛け合わせて、そこから、私どものほうでは月22日８時間、１日８時間だと176時間は提供できるなというところで割り返した数字という形になってまいりますので、一定程度の時間数は確保できるかなと思っております。

定員数でいけば少なくとも今の確保方策でお示ししている55人というのは、現状私立認可保育所等で提供している21人を大幅に上回る、21人、それから18人足して、そうですね、39人を大幅に上回るものと受け止めていただいて大丈夫かなと思います。
原田委員：計算式があるのであれば、書いていただいたほうがよいのかなとも思いました。

ほかのやつで書いていただいているのもありますし、週５回使う事業でもないと思いますので、そこはご検討いただければと思います。

すみません、長く、失礼しました。
遠藤会長：はい、ありがとうございます。

恐らく周知の仕方というのが非常に重要になってくるかなという気がいたしますので、その辺り、ぜひ工夫していただければと思うところです。

ほかにいかがでございましょうか。

はい、よろしくお願いします。
秋山委員：区民委員の秋山です。

（17）産後ケア事業と（18）乳児等通園支援事業について質問させていた

だきます。
まず（17）の産後ケア事業ですけれども、ニーズ量として減ってはいるものの、実際私も２年前子どもが生まれたときに利用させていただきました。
今も子育てひろばとかでお聞きする限りだと、やっぱり宿泊のケースでなかなか予約が取りづらい、チケットを取るぐらいの感じで、予約開始とともに電話しないといけないとかですね、なかなかそういった声も聞きますので、ちょっとニーズ量と実際のところの勘案とかもしていただけるとよいかなと思って、コメントさせていただいた次第です。
あと（18）の乳児等通園支援事業については、これは質問なのですけれども、似たような制度で区立保育園の一時保育ですとか、あとキッズルームも区内数か所あるかと思います。
そこの違いをちょっと教えていただきたいなと思いました。
私が見る限り、年齢が２歳までに限られているところは違うと思うんですけれども、事業概要とかを拝見すると、何か似ているのかな。リフレッシュ一時保育とかと似ていたり、キッズルームも特に定員はありますけれども要件としては似ているのかなと思いましたので、ちょっとその辺りの違いをお示しいただければと思い、質問いたしました。
以上です。
遠藤会長：よろしくお願いします。
保健サービスセンター所長：保健サービスセンター所長、大塚と申します。
産後ケア事業の部分になりますけれども、今年度、９施設、文京区のほうは契約をさせていただいているところです。
一方で、ご指摘いただいたとおり、一部の施設のほうで人気の高いところに関しては、予約が取りづらいというところが確かにあるのですが、やはりそこら辺の部分、病院側のほうの病床数も決められた病床数の中で運営しなければならないというところもございますので、ニーズに関しましては、我々としては施設を増やしていくという方向しか、今のところないという状況になっています。
また従来の施設のほうなのですけれども、昨今なのですが、産院、産科医院が減少しつつある今状況になっております。
我々もそういった意味で、新しく施設を見つけ出すのは非常に今、苦労してはいるところなのですけれども、引き続き、そのニーズ量に応えられるような形で、施設を増やしてまいりたいというふうに思っているところです。
秋山委員：ありがとうございます。
子ども施設担当課長：子ども施設担当課長の足立です。
主に一時預かりとの違いというところでのご質問ということで、お答えさせていただければと思います。
確かにご指摘のとおり、提供するサービスの内容としては非常に似通っているのかなというふうに考えております。
細かい違いのところで、対象年齢ですとか、ご指摘のとおり違ったり、利

用方法等でもちろん違うところもあったりはするんですけれども、一時的にお子さんをお預かりするという意味においては、同じ部分、似通っている部分はあろうかと思います。

ただ、ここは国の説明に倣ってという形でになってしまうんですけれども、一応と申しますか、一時預かりについては基本的には、お子様の親御さん、要は保育にお困り、もしくはお悩みを抱えている等の親御さん支援というような側面で制度の成り立ちとしてはあるわけなのですけれども、この乳児等通園支援制度につきましては、国のほうでの成り立ちとしては、「こどもまんなか」というところがあるのですけれども、お子さんの養育環境の整備という意味合いから出発しているところが違うというところになっておりまして、なかなか自治体としても、その受け止めとしては「なかなか、なるほど、ただ」というところはあるのですけれども、実施内容としては似通っている部分があるのですが、その実施目的、趣旨の部分で、国としては少し違いをつけているというふうに理解しているところでございます。

秋山委員：ありがとうございます。多分利用する側も同じような、なるので、もう一緒くたにしちゃうのか、違いを分けるか、そこはちょっとPRの方法だと思います。その辺り、ご検討いただければと思います。

今回のご回答については、非常によく分かりました。

ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。

はい、お願いいたします。

高櫻委員：青山学院大学の高櫻です。

18ページの親子関係形成支援事業について、細かいところで申し訳ないですが、ここの事業概要には、保護者及びその児童に対し、事業を提供していくとあり、読んでみますと、保護者に対して講義やグループワーク、ロールプレイを行って、それが、巡り巡って児童にも反映されると読み取れます。一方で、事業概要に、「児童に対し」と書かれているので、児童にも何かやると読み取れてしまう懸念があるということが１点と、ほかの施策の文言では、乳幼児と小学生の児童と区別されているのですが、ここでは０歳から小学校６年生までを児童と言っていて、19ページの児童育成支援拠点事業では、小学生から高校生までを児童と言っていて、施策によって言葉の使い方が違うとは思うのですが、読む側からは混乱してしまうと思いました。

また細かいところで申し訳ないのですが、保護者等を対象に子どもへの効果的な声かけや接し方など親子関係を育てるコミュニケーションスキルを学ぶためという書き方をされているのですが、現場では声かけという言い方をあまり使っていません。子どもの発達に向けた思いや意図、願いを込めた言葉をかけているのだということで、言葉かけという言い方をしています。また、接し方というのは接点なので、一瞬だけという形になってしまい、関わり方という言い方をしていると思いますので、その辺りを少しもんでいただけたらと思います。

これは遠藤会長がご専門なので、フォローをお願いしつつ、ご指導いただけたらと思いました。
よろしくお願いします。
遠藤会長：はい、ありがとうございます。
確かに児童というのが具体的に、どういう年齢帯を指しているかということが、それぞれにおいて少し微妙に違っているところがあるような気がいたしますので、その辺り、誤解なく伝わるように工夫をしていただければというふうに思うところでございます。
あと高櫻先生が今、ご指摘のように、言葉の使い方というところにおいては、常、恐らく子どもをどういうふうに捉えるかとか、子どもの発達の支援というのをどういうふうに捉えるかという、いろいろやっぱり考え方が変わってきているところもございますので、できればそういったものも反映していただければというふうに願うところでございます。
よろしくお願いいたします。
ほかにもいろいろおありかと思いますが、もし、特にどうしてもということがないようでしたら、ちょっと時間の関係で、次のほうに進めさせていただきたいと思います。
それでは三つ目の議題の「（仮称）若者計画の策定」について、移ってまいりたいと思います。
資料第３号をお手元にご準備ください。
今回の会議では、（仮称）若者計画の主要項目とその方向性に関する区の検討案について、議論したいと思います。
なお質疑につきましては、皆様の知見やお考えを計画に可能な限り盛り込みたいと思いますので、ご提案、方向性の提示もしていただけますと幸いでございます。
（仮称）若者計画の策定について、鈴木子育て支援課長よりご説明をお願いいたします。
子育て支援課長：子育て支援課長の鈴木です。
資料第３号の前に、参考資料の２のほうをお手元にご用意いただけますでしょうか。
タイトル、先ほど各委員の皆様に修正をしていただきましたが、若者計画のこれまでの検討事項のまとめ、参考資料２ですね。こちらの内容、前回の子ども・子育て会議の中でご意見をいただいたところを修正をいたしましたのが４ページ目の注釈の３ですね。河合委員からご指摘をいただきまして、ダイバーシティ＆インクルージョンとなっていたのですが、所感に確認をいたしましたところ、このインクルージョンを削除し、ダイバーシティのみの表記で差し支えないということでしたので、この３番をダイバーシティというふうに変更をさせていただいております。
それでは資料第３号にお戻りいただきまして、ご説明をさせていただきます。

前回の会議でここにあります１章から３章、それから本計画における三つの主要項目とその方向性の見出しだけご提示をさせていただき、ご議論をいただきました。今回はその主要項目とその方向性の内容について、ご議論をいただきたく存じます。この文言につきましては、若者全数調査の意見ですとか、若者当事者からの声なども参考に作成をいたしました。

それでは、ポイントをご説明いたします。

まず３ページ目をご覧ください。

基本的な視点ということで、４点ございます。

ほぼ読み上げる形になってしまうんですけれども、まず１番が若者の意見表明の場を設け、意見が尊重される環境づくりを進めるというところと、アンケートの活用などにより、意見を伝えやすい仕組みを整備して、その声を基に政策を展開し、若者の社会参画を推進するというふうに記載をしております。

二つ目が重層的支援体制の整備ということで、令和７年度から重層的支援体制整備事業が始まっておりますけれども、様々な関係機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指すということと、若者本人、それからその家族も含めた包括的な支援を推進していくというふうに記載をしております。

３番が持続可能で豊かな地域社会の構築ということで、若者が良好な状態（ウェルビーイング）な状態で生活を送れる社会を実現して、地域社会の基盤の強化、それから持続可能性の向上につなげていくということと、多様な価値観や生き方を尊重されながら、意欲と能力を生かし、希望を持てる地域社会の構築を目指すというふうに記載をしております。

最後４番が行政手続のデジタル化とDXの推進ということで、手続のオンライン化、それからSNSを活用した相談体制の整備など、行政サービスのデジタル化を推進すること。それから国や都の動向を的確に把握をして、ニーズに即した行政サービスを実現していくというふうに、この四つを基本的な視点とさせていただいております。

ベースは前回もご説明いたしましたが、子育て支援計画、その上の地域福祉保健計画の視点をベースにさせていただいております。

続いて、４ページ目をご覧ください。

こちらが主要項目、大きく３点とその方向性の文章となっております。

まず一つ目が充実したライフデザインの支援ということで、こちらは簡単に言うと、全ての若者の生活の向上、こういったことを記載をしております。

一つ目の黒丸が、理想のライフプランとワーク・ライフ・バランスの実現ということで、ライフステージの変化によって、仕事と生活の調和が困難となることがあるため、共働き世帯への支援やニーズへの対応、事業主への啓発等を通じて、その実現を支えていく。それから併せて、悩みを抱えた際に安心して利用できる相談窓口を整備し、ライフプランの設計と実現を後押しすること。

二つ目の黒丸として、健康とスポーツによる生活の質の向上ということで、若者が充実した日常を送ることができるよう、健康的な生活習慣の定着、それからスポーツ活動の習慣化を支援して、生活の質の向上を目指すこと。あわせて、定期的な検診の受診促進ですとか、性感染症対策に関する啓発に取り組むこととしております。

二つ目の項目が、社会的自立への援助ということで、様々な困難を抱える若者への支援というカテゴリーとなっております。

一つ目の黒丸が、社会的孤立の予防と心理的支援ということで、若者が孤立することなく、安心して生活ができるよう、社会的孤立の予防ですとか心理的支援を推進していくこと。それから多様な背景を持つ若者に、可能な限り寄り添って、一人一人の状況に合わせたきめ細かな相談体制を整備していくこと。それから併せて多様な居場所づくりを通じて、孤立を未然に防ぐこと、さらには心の健康を守るため、関係機関と連携をし、切れ目のない支援体制の構築を目指すことを記載しております。

二つ目の黒丸、経済的自立の支援として、若者の貧困ですとか無業状態といった課題に対応して、給付金などの経済的支援をはじめ、就業支援の一環として、就職活動に向けた実践的なサポートを行っていくこととしております。

最後三つ目の主要項目は、自己実現の機会づくりということで、若者自身をさらに高める、成長していただく、そういった項目となっております。

一つ目の黒丸が、学び直しとキャリア設計ということで、若者の人生を豊かにできるよう、生涯学習の機会を提供すること、あわせて勉強や読書に集中して取り組める環境の整備、継続的な学びを促進すること。それから、「また」からになりますけれども、若者の学び直しですね、キャリア形成を支援するほか、スキルアップ、資格取得の支援、こういったものにより新たな挑戦を後押しし、キャリアの選択肢を広げていくこと。

二つ目の黒丸として、社会参画と居場所づくりの項目では、若者に社会参画の機会を提供することで、自らの声を上げて、力を発揮できる社会を目指しますということと、また選挙や区政への参加促進、多世代交流や地域活動を通じたつながりの形成などにより、持続可能な地域社会を構築すること。あわせて身近な空間の整備、それから地域交流の場の喪失により、安心して過ごせる居場所を広げていくこととしております。

今記載した内容、まだたたき台、案でございますので、こういった内容について不足している点ですとか、不明な点を委員の皆様からご意見をいただき、よりよい計画にしていきたいというふうに考えております。

最後に、２ページ目のほうにお戻りをいただきたいと思います。

２ページ目３番で、若者当事者からの意見聴取ということで、第２回目といたしまして、７月25日にひきこもりに関する専門家、今日もご参加いただいております井利さんと、ひきこもり等自立支援事業の利用者、茗荷谷クラブの利用者に意見を聞いてまいりました。

最後に４番の、今後の策定スケジュールをお示ししております。
今後は９月から11月にかけて、この子ども・子育て会議や区議会等で中間のまとめを作成し、12月にパブリックコメントと区民説明会を行います。
来年１月の子ども・子育て会議で最終案をお示ししまして、３月策定という運びとなっております。
説明は以上でございます。

遠藤会長：はい、ありがとうございました。
子育て支援課長より（仮称）若者計画の策定について、ご説明いただきました。
初めに本日ご出席いただいております、青少年健康センター茗荷谷クラブの井利様から、（仮称）若者計画の主要項目とその方向性についてご意見をいただきまして、その後、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてオンラインご出席の委員の皆様の順でご発言をお願いいたします。
それでは井利様、よろしくお願いいたします。

井利氏：はい、よろしくお願いいたします。
公益社団法人青少年健康センター茗荷谷クラブの井利と申します。
今日の報告なのですけれども、７月25日の金曜日に区の方が２名と、それから茗荷谷クラブの利用者の方６名との懇談というか交流会というか、話し合いをさせていただきました。
区の方がこちらへ出向いてくださって、茗荷谷クラブ、いつもの場所で、そして一応私も同席してという形で、安心してお話ができる機会をつくってくださったのを大変感謝しております。彼らもとても感謝しておりました。
いろいろ質問項目があって、２時間ほどお話をしたのですけれども、今日は私の意見というよりは、彼らがどんなことをお話ししたかを多少お話させていただければというふうに思います。
20代前半の方が２名と、それから30代半ば、35とか６歳の方が３名、参加していただいております。
最初にアンケート、区のアンケートですね、若者の生活と意識に関する調査報告書を区の方から説明があって、こういう結果が出ているけれども、どう思うかというようなご質問がありました。
全体的には、ある方は非常にアンケートに答えようと思って最初は書いていたのですけれども、途中でとても答えるのはしんどいなと思って、投げ出してしまいましたということもあって。
全体的な意見としては、本当に本当に困っている人たちの思いが反映されているというふうには、やっぱり自分たちの感覚では思えないというような意見があったので、やっぱりこういったインタビューというか、本当に数字としては小さい数字にはなるかもしれませんけれども、現実としてこういうことを感じている彼らの語りっていったものを聞いていくことは、必要なんじゃないかなというふうに改めて感じた次第です。
例えば最初の自己肯定感についてというところで、自分は孤独だと感じる

とか、人生が嫌になることがあるというのが30.1%、それから、嫌になることがあるが40.5%というふうに出ていて、区のほうの感覚としては、非常にちょっと多過ぎるんじゃないかというようなこと、感じているというお話をしてくださったのですけれども、彼らにとってみれば、この数字は非常に少ないと思うというふうなことを言っておりました。

一人の方は、10代の方なのですけれども、学校での競争率が高くて、文京区はほとんどが中学受験をするという形の中で、そういう中で、３学期になると五、六人しかいないような状態の中ですごく自己肯定感が下がっていったということは経験しているというようなお話をしてくださいました。

これで自己肯定感が図れるのか疑問だということと、それから年代によってかなり違うんじゃないかということがあったので、この年代ではこうだというような、そういった統計を出してもらえるとありがたいなというお話がありました。

その次に居場所についてというところで、茗荷谷クラブも一つの居場所ではあるので、そういったご質問を受けたところ、アンケートの結果では、自宅、自分の部屋にいるが自分の居場所だという方が96.3%というふうに出ておりました。

これは、一応に皆さん、それは違うというふうに言っていました。

自分は家では安心できなかったという、ある方は、自分は暑くても暑くてもトイレにずっと籠もっているしかなかったとか、それから自分の部屋に勝手に親が入ってくるので鍵がかかると安心するけれども、そういう鍵もなくて、決してその自分の部屋というのが安心できる場所ではなかったということを、落ち着ける場所がなかったなという、そういった意見の方が非常に多かったかなというふうに思います。

そもそも自分の部屋がない人もいるんじゃないですかといったような意見とか、あと一人の方は外の状態が分からないと逆に不安になっちゃうので、部屋に籠もっていても全然不安だったみたいなことをおっしゃっているという方がいらっしゃいました。

あと居場所についてですけれども、ある方は、自分は一人でいたい気持ちが強いという気持ちがあるので、情報がオープンな居場所といったものがとても必要だと。これはどういう意味かというと、どういう理由でどういう人たちが来ているのか、自分はここに来ていいのか、危険性はないのかといったようなことがオープンにされている居場所といったことでないと、やっぱり安心して行くことができないという方向なのですね。

もちろん居場所に行って、自分の思いどおりに、いろんなことがなるとは限らないけれども、やっぱりある程度望んだ方向の傾向のある居場所なのかどうかということをやっぱり確かめないと安心してそこには行けない。だからそういうふうな情報がきちっとオープンになっている居場所が自分の居場所だったというところがあります。

あと、例えば、宣伝する宣伝力が文京区は少ないんじゃないかということ

を言っていたのですけれども、別の区にいた方はもっといろんな、図書館でこういうことをやっているよとか、それからバターウオークみたいなのをやっているよとか、百人一首の会があるよとか、そういった情報が結構多く来たのですけれど、文京区で探したけれども、あまりそういう情報を見つけられなかったとか、あとTwitterとかSNSの活用は大事という意見と。ただ、Twitterはちょっと怖いなという人もいましたし、あとマイナンバーが必要だったら絶対行かないとか。あとこれは、非常に重要かなと思ったのですけれど、時間は決まっているほうがいいと、数時間ちょっといる感じ、その時間だけいて、すぐ帰るという感じ。全体がいつもこう、解放されている場所だと、逆に元気な人が集まってしまうので、行きづらくなるので、ある程度距離感が限定されているほうが安心だという意見の方が多かったと思います。

一人の方はb-labにも行ったことがあるけれども、ずっとオープンで解放されていて、そして既に友達同士で来ている人がほとんどで、これは自分は入れないなと思って、二度と行くことができなったというお話がありました。

それから、区への相談についてということで、なかなか周知ができていないということがあるということなのですけれども、相談って、区へ相談するんだったら、ただ聞いてくれるだけじゃなくて、解決が欲しいという意見もあったりとか、あと、区に相談に行くと、型にはまった応答が多い、大変だねとか、何かそういうのが多いので、そういう型にはまった応答をされると、それが見えると一気に嫌になりますとかと言われておりました。

なので、もっとフランクに話ができるといいかなということをおっしゃっていました。

その後に時間も迫っていたということなので、若者計画における主要項目及びその方向性ということで、先ほどの鈴木課長がおっしゃってくれたところの、社会的自立への援助というところの文言を提示してくださって、これについてどう思うかという意見を聞いてくださったのですね。

ここは、一応様々な困難を抱える若者への援助というところで聞いてくださったんだと思うんですけれども、社会的孤立の予防と心的支援と経済的自立の支援というところで、全体的には経済的自立と社会的孤立の予防と心理的支援、どっちが先なのかという話で、やっぱり経済的なところの支援を本当にしてくれるんだろうかということと、それから全体的に、何を目指したいのかがよく分からないですと。この文言では分からないということで、なぜ私たちが苦しいのか、なぜ困難を抱えている若者たちが苦しいのかということをまず知るということから、こういう文言を書いていただけると、すごく通じるんじゃないかなというところはあるかなというふうに思いました。

若い方だと、区の目指している世界と若者の目指している世界は違うんじゃないかということをおっしゃる方もいらっしゃいました。

若者は、これを読んでいると、非常に、取りあえず前向きに、絶対に前を向かないといけない、みたいな感覚を受けるというところで、取りあえず今の状態でもうちょっと居心地よくしようよといったような流れが欲しいなと

いうことをおっしゃっておりました。
それで、その後全体的な感想を聞いたところですよね。私がこう聞いていても、20代の方と30代半ば、もう35とか６とかの方とかなり感覚が違うなということを感じました。
30代の方と、かなり上の方は、取りあえず彼らがその若い頃というのは、全く若者支援というのがなかったわけですよね。
全然そういうことも知らなかったし、大体支援をしてもらおうなんていう発想もない時代に育ってきて、全てが自己責任で、自分で責任を取って、もう大人なんだからやらなければならないという中で生きてきた彼らにとって、この理念というものは、本当にすごく正しいし、いいことだということをおっしゃってくださっていました。理念を大切にしてほしいということをおっしゃっていました。
それで、こういうことをどういう方たちが、どういう考えでやっているのかを知りたかったので、みんなに会えてよかったって。理念はすごくいいと思うし、そういうふうに区が頑張ってくれているということを感じられたのでよかったと。感謝していますということをおっしゃっていました。
ただ、彼らにとってはそういう、30代半ばぐらいだとそうなのですけれど、20代の方にとっては、非常に、ただの理念で薄っぺらい感じというのをどうしてもあるみたいで、もっと具体的に、もうちょっと具体的を求めているというか、ちゃんと、それは後で書いてあるんだよという課長からも説明があったので、そこを後で読んでみますというお話だったのですけれど、やはり具体的に何をしてくれるのかというところが大事であって。ということをおっしゃっていました。
なので、30代以降の方、例えばひきこもりの方にとっては、この理念ってすごくいいというふうにおっしゃってくださると思うんですけれども、今、20代とか10代後半の若者たちにとっては、何かやっぱり薄っぺらい感じがするのかなというふうな印象を私は持ちました。
それから、あとおっしゃっていたのが、就労のことがちょっと書いてあるのですけれども、今の時代でしたら、やっぱりAIのことが何も書いていないというのは、ちょっと納得がいかないかなというようなお話が一つありました。
それから、孤立の未然防止についてというところなのですけれども、子どもたちに知識を与えてほしい。いろんなことを知らないから、だから孤立が発生する、こういう理念とか、こういうところがあっても、子どもたちに伝わっていなければ何もならないというところですね。もっと知識として教えてあげてほしい、そしたら孤立とか孤独っていった孤立感といったものは、もうちょっと未然に防げるのではないかというような意見をおっしゃってくださいました。
一つ分かっていただきたいのは、彼らは非常に真剣なのです。
決してこうなればいいよね、ああなればいいよねではなくて、前向きに、

自分たち自身がどう生きようかということを考えながら、非常に前向きに考えようとしている。そういう自分たちの存在っていったものを、やっぱり知ってほしいなということを強くおっしゃっていましたし、私も彼らがどういうお話をしてくれるかなということを思っていたのですけれども、とても真剣に、自分事でもあるし、それから若い世代、自分たちの後に続く若者たちにとって、どういう世界がいいのかといったことを、ちゃんと考えようとしている前向きな彼らでしたので、そこら辺はぜひ、分かっていただければなというふうに思います。

以上、私からの報告になります。

ありがとうございました。

遠藤会長：はい、ありがとうございました。

それではまず、鈴木課長より。

子育て支援課長：はい、ありがとうございました。

私も２時間のお約束が大分オーバーするぐらい、本当に熱心な議論で、利用者の方５人にご参加をいただいたのですが、すごく、今、井利さんがお話しされたとおりすごく前向きで、時にはちょっとこの内容について厳しい意見もいただいたのですが、最後には我々職員に対して激励の言葉というか、ぜひ頑張っていただきたいというお言葉もいただいたところです。

今、具体的に、ほとんど井利さんがお話しいただいたので言うこともないんですが、今言った、ちょっと文章的に消極的だとかというようなところは、その後、具体的に、もう少し前向きに伝わるような修文をさせていただいたり、今具体的に、例えばAIという言葉も出ましたが、そういった言葉については、単語一つですけれども、基本的な視点のほうに入れさせていただいたところでございます。

主には、この１万4,000人の結果を基につくった部分ではありますけれども、それはある意味書面上のものでありますので、やっぱり生の声を、これからも可能な限り聞いていって、よりよい計画にしていきたいというふうに、決意を改めてした次第でございます。

以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

それでは、会場にいらっしゃる委員の皆様、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

じゃあ、よろしくお願いいたします。

秋山委員：区民委員の秋山です。最初に課長さんのほうからの訂正で、ダイバーシティ＆インクルージョンのところですみません、ぶり返して恐縮ですけれども。ダイバーシティという言葉単独だと、いろんな、多様な人々がいるという状態で、ある意味状態を示すのみであって。インクルージョンが含まれると、インクルージョンというのは受容するという意味がありますので、今、片仮名が多くてあれなのですけれども、多様な人がいて、それぞれの尊重され、活躍できる環境づくりという意味合いまで含むというふうに、チャ

ットGPTとか、ちょっと今聞いたら出てきたんで、そういう意味合いの違いがあるというふうに認識しています。

今回そこで使われている言葉の意味がどちらかによってご判断いただければよいと思うんですけれども、個人的には若者計画という意味でありますと、そのいろんな価値観とか障害を持たれている方とか、国籍とか、そういう方がいるという状態だけではなくて、そういう方を受け入れて、多様性を認識して、それぞれが活躍できる環境をつくっていくという目的が入るという観点からいくと、インクルージョンが含まれたほうがいいんじゃないかというふうに、私自身は思うんです。そこはいろんな考え方があると思うので、ご判断はお任せしたいと思います。

ちょっとそういうところが気になったので、コメントさせていただきました。

最近のトレンドとしては、インクルージョンを含むほうが多いかなというふうに、新聞とか私の会社でも数年前からインクルージョン追加してやったりとか、最近あとまた、エクイティという公平性みたいな言葉も増えてきているというところ、そんな、ちょっと片仮名が多いので時代についていくのも難しいですけれども、そういった意味合いをちゃんと理解いただけるような補足をつけることで、意味合いとして広められたらと思ってコメントした次第です。

すみません、以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。

何かございますでしょうか。

子育て支援課長：今のについては前回の会議で、その注釈の上にソーシャルインクルージョンとあって、また下がこのダイバーシティ＆インクルージョンだと、少し分かりづらいというところから話が始まったんだと思うんですけれども。所感に確認したところ、ダイバーシティという一言でも、人種、国籍等で多様性ということを認め合いって、ここに書いてある表現がダイバーシティだけでも問題ないという回答があったもので、区としては、このままの注釈で記載をさせていただきたいというように思っております。

参考になりました、ありがとうございました。

遠藤会長：はい、ありがとうございます。

ほかに、いかがでございましょうか。

よろしくお願いいたします。

原田委員：本日度々すみません、区民委員の原田と申します。

４ページと５ページのところなのですけれど、今回の内容が、主要項目及びその方向性というところで、次回ご提示いただく中で計画の具体的に文京区のほうでやられていることにつながっていくような記述なのかなというふうに思うのですが、そういう中で、４ページの一番下の経済的自立の支援のところと５ページの一番上の学び直しとかキャリア設計というやつが、私の目にはというところで恐縮なのですが、どうしても厚生労働省のハローワー

クとかでやっている施策のほうが重要というか、よくそちらを使っていらっしゃる方が多いのかなという印象を受けています。

例えばサポステだったりとか、求職者支援制度で10万円もらいながら訓練するとか、学び直しであれば教育訓練給付を受けるとか、そういったことがあるのかなと思っています。

ここに書かれるということは、文京区独自の施策としてさらに別途のことを、もしかしたらやられるのかなということなのかどうか、ということを確認したいということと、もしやられた、やられるということを前提にここに書かれているのだとしたら、次回お出しいただく資料は、文京区独自の施策が国のほうでやっている施策とどう違っていて、どうすみ分けられていて、どっちも使っていいものなのかとか、何かその辺りがあると、多分よいのかなというふうに思ってコメントさせていただきました。

以上です。

遠藤会長：はい、ありがとうございます。

子育て支援課長：子育て支援課長の鈴木でございます。ご意見ありがとうございます。

今、原田委員からご指摘があったとおり、この後４回目で計画事業がぶら下がってくるわけですが、もちろん区の計画ですので、様々、これに関連する国の取組、都の取組があると思うんですが、そういったものは当然入ってきません。

ここに書いてあることについては、基本的にまだやっていないものもあるかもしれませんが、基本的には区でやっていくこと、それからこれからやっていくことが記載されるか、もしくは予定という形で書かれることもあると思いますので、その国と区の取組の違いについては、計画事業を並べるときに、ちゃんと把握するように、また改めてご説明をさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

遠藤会長：はい。河合委員、よろしくお願いします。

河合委員：公募区民の河合でございます。今日は原田委員がいらっしゃるので、絶対この話は出るだろうなと思っていたのですが、私は実はハローワーク的な話にすごく興味がありまして、提案というか、ちょっと考えていたのが地域の企業さん、文京区の中の企業さんであって、若者に大変理解のある企業さんというのをうまいこと集めて、アルバイトですとか、そういったもの、安心できるものをご紹介できるような仕組みがあるといいなと思っています。

と申しますのは、今どき闇バイトですとか、あとスキマバイトとかいろいろ、最近はやってはいるんですけれども、そういったものが本当に若者の方々が働いていてとっても楽しいとかということにつながるのかどうかというのがちょっと見えなくて。どちらかというと働くには働いたんだけれど、全然楽しくもなくて、だんだんブラックでといったキーワードが昨今多いので、そういったところをうまいこと解決する形、及び若者の中での口コミネ

ットワークですとか、若者の若者による、あそこは社長さんが優しいよとかですね、そういったことが盛り上がるような、そのAIによる、AIも含めたりですとか、ITも活用したつながり、そういったものに関して、トラブルがあったときには、これは私はファミリー・サポートでよく思うんですけれども、やっぱり仲介者がちゃんと第三者で仲介者がいて、トラブルがあったときに媒介してくれる。その仲介者の方々の身分はしっかり保証されていると。そういった仕組みがあるととても文京区の企業さんですとか、そういった就労、アルバイトもそうですし、ずっと就職もそうかもしれませんが、方々が皆さんハッピーになるんじゃないかなというふうに思ったりしています。

これはジャストアイデアなのですけれども、そういったこと、夢がちょっと膨らんでおりましたので、提案を一つということでお持ちいたしました。

以上でございます。

遠藤会長：貴重なアイデアをお寄せいただきまして、誠にありがとうございます。ぜひご検討いただければと思います。

それではちょっと、時間が予定よりもかかっているようでございますので、またご意見ございましたら、メール等でお寄せいただければと思います。

それでは、次の四つ目の議題、（仮称）こどもの権利に関する条例の制定について、移ってまいりたいと思います。

資料は第４号でございます。

今回の会議では条例素案の修正版を中心に、区の検討案について議論したいと思います。

（仮称）こどもの権利に関する条例の制定について、富沢子ども施策推進担当課長よりご説明をお願いいたします。

子ども施策推進担当課長：子ども施策推進担当課長の富沢です、よろしくお願いいたします。

文京区では、令和８年３月に（仮称）こどもの権利に関する条例を制定するため、検討を進めているところでございます。

資料第４号をご覧ください。

今回議題が二つありまして、一つ目が条例素案の修正版についてでございます。

二つ目が、ウェブアンケートの２回目の結果についてとなります。

資料第４号（別紙１－１）の（仮称）こどもの権利に関する条例（素案修正版）をご覧ください。

まず一見してお分かりのとおり、全部にルビを振ってございます。あと見やすくなるように、ちょっと行間も取っているところでございます。

条例案の冒頭に前文案を今回掲載いたしました。

こちらの前文案は、区内中高生から募集しましたこどもの権利推進リーダーと検討を重ねております。

６月の第４回会議で、子どもたちが作った文章を事務局側で一旦たたき台としてまとめて、７月の第５回の会議では、そのたたき台について改めて子

どもたちに校正していただくような段取りで進めてまいりました。
前文案は大きく五つの段落になります。
７月の第５回のリーダー会議では、それぞれについて、手元にあるこちらをご覧いただきたいんですが、こちら青い紙ですね、こういう形で、それぞれのまとまりを書き出したものに対して、子どもたちに赤ペンを入れていただいて、その解釈であったり、こっちの言葉のほうがいいんじゃないか、そんな感じで校正を入れていただきました。
これが実は、２日間で６チームあったので、30枚出てきております。
この30枚の構成のシートをまとめて、集約したものが今こちら、お手元にあります前文案にまとまったものでございます。
五つの段落につきましては、それぞれ一つ目が周知、こどもの権利について知ってほしい。それから二つ目が意見表明、三つ目が個性、四つ目が挑戦と失敗というキーワードが出てきます。それから最後は相談ということになっておりまして、子どもたちの生の声、生の関心事というのがですね、これを通じまして、条例を制定する背景や必要性をここで示しているものとなってございます。
本当にこれ、区のほうで言葉は一つもつくっていなくて、子どもたちから出てきたものを、まず一旦つなぎ合わせて、それをさらに校正いただいたという、まさに子どもたち100％でできている前文と言っていいのかなということで理解してございます。
それから今回、新たに加えたところといたしましては８ページ、ちょっと後ろのほうになりますが、８ページの18の項目以降のところでございます。
こどもの権利に関する施策の推進の具体的な方策の一つとして、こちらを加えてございます。
こどもの権利擁護委員に関する規定を加えてございます。
こちらの権利擁護委員に関しては、条例を制定した自治体70、80近くなったと思うんですけれど、それぞれのところ、50自治体近くはこういった相談救済機関というものを新たに定めているところでございます。
権利擁護委員は区長の附属機関として設置するものでして、子どもや子どもに関係のある人がこどもの権利に関する事柄について、権利擁護委員に相談することができるというような仕組みになってございます。
このため、新たに相談窓口を設置する予定でございます。
権利擁護委員は相談を受けた後、必要な調査を行い、関係者に要請を出したりとか、意見の表明を行うことができることになってございます。
各区のどんなような形でやっているのかなというのを整理したものが、資料第４号（別紙１－２）と差替え版で、Ａ３横の表でございます。
こちらをご覧いただければと思います。
こちらが各区で設置しているこどもの権利擁護委員について整理したものでございます。
八つの自治体が今、持っていますね。

それで上のほうがこどもの権利擁護委員という、設置した人に対して整理したもので、下の部分が相談窓口について整理したものでございます。

各取組はそれぞれなのですけれど、大体こう整理すると、三つのパターンぐらいに分けられるのかなと思ってございます。

その三つのパターンについて簡単にまとめたのが別紙１－３のＡ４ペラのものなのですけれど、こちらに簡単に集約したものがございます。

両者を見比べながらお聞きいただければと思います。

別紙１－３では三つのパターンをまとめておりまして、全区の対応ということで、パターン１としては、常設の対面窓口を設置するようなものがございます。

４区ほど設置してございます。

比較的古くから、条例を持っている自治体が多いかなという印象があります。

パターン２は電話とか相談フォームでの対応を基本としていて、パターン２に関しては北区がそうなのですけれども、週５、これは開設していて、そのために権利擁護委員だけでは対応し切れない部分が出ますので、調査員や相談員を会計年度職員として配置しているものでございます。

パターン３は同じく電話や相談フォームで対応するのですが、こちらが週３日対応という形で、荒川区と江戸川区がそれに当たります。

こちらの場合は権利擁護委員にホットライン対応用のスマホを渡しておりまして、権利擁護委員が週３日間、直接対応するものです。相談員とかを通さずに直接対応するものでございます。

このうち荒川区では、チャットでの対応もしているということでございます。

選考区の実績は多いところで300というところもありまして、世田谷がそうですかね、それもありますが、20ぐらいのところもあって、ばらつきがあるかなというところでございます。

こう整理した中で、文京区としてどうしていこうかというところを検討した中で、文京区ではまず子ども家庭支援センターのほうで相談窓口がございまして、こちら、子ども園サポート施設ということで、週５でしっかり対応しているところもございます。

そういったところもございますので、まずはパターン３で設置しまして、子ども園サポート施設と連携して運営していきながら、利用状況に応じて拡充を進めていくというやり方が一つ、現実的な方法の一つかなというふうに今考えているところでございます。

条例に関しては、今回前文のところと、この権利擁護の仕組みのところが新たに加わったものでございます。

あと最後に、この条例に対してタイトルでございます。

今まであまりタイトルのところは触れてこなかったのですが、今回で前文と擁護委員の話も追加されましたので、条例に定めていく内容は一通り出そ

ろったかなという認識でございます。
　なので、タイトルについても一旦方針をここで持っていければと思っております。
　他区の事例では、先ほどのＡ３の横長の表の一番上の上から３行目の欄が名称を載せているところになる。こちらをご参考に、ちょっとお聞きいただきたいのですが。事例としては、一番多いのはこどもの権利に関する条例って、今私どもが持っている仮称と同じような名前が多いです。
　それから、そのほかに、子ども権利条例とか子ども条例という名前をつけるところもございます。
　また北区では「子どもの権利と幸せに関する条例」としておりまして、北区の条文を見ると分かるんですが、前文の「幸せ」というキーワードでまとめるような仕組みになってございます。
　今回我々、事務局としては、北区のように「幸せ」というような特別な言葉は加えなくてもよいのかなというふうには認識しておりまして、頭に文京区をつけて、文京区こどもの権利に関する条例というシンプルな、スタンダードな名称でいいのかなというふうに考えているところでございます。
　条文案についての説明は以上となります。
　次に資料第４号の別紙２をご覧ください。
　ホッチキス留めされております、ウェブアンケートの概要のほうでございますね。
　こちらの令和７年５月から６月にかけて実施しました、２回目のウェブアンケート調査の結果概要でございます。
　１ページの（４)、回収数を掲載してございます。
　ご覧のとおり、全体で6,929件回答をいただきました。
　こちら昨年10月、11月に行いました１回目のウェブアンケートと比較しますと、このとき8,712件の回答がございましたので、前回と比べますと、約８割にとどまっているというような現状でございます。
　その中でも、中学生で比べますと、中学生の前回880件から約1.2倍増えておりまして、こちらはここでも何度かお話した、中学生サミットが今回「こどもの権利」を取り上げていただいたというようなところもありまして、その辺のところで皆さん関心を持っていただいたものが表れているのかなと認識しておるところでございます。
　まず子ども向けの集計結果のところでございまして、３ページをお開きください。
　３ページです。前回のウェブアンケートでは、「こどもの権利」を知っていますかという単純な聞き方をして、７割とか８割が知っているというふうにお答えいただいたところでした。
　今回は、「こどもの権利」の具体的な内容を選択肢に並べまして、それぞれを知っているかというのを聞いたところでございます。
　結果としては、いずれの年代も最善の利益というものですね、子どもにと

って最もよいことを考えるというところの概念については、１番低いような状態でございました。
　また、意見表明とその反映の大切さというところに関しても、次に低いような状態でございました。
　ですので、今後は啓発活動をしていくに当たっては、最善の利益という、ちょっとなかなか言葉だけだと伝わりにくいところもあろうかと思います。こちらのところをいかにしっかり周知していけるかというところが一つ課題なのかなと認識したところでございます。
　飛びまして、12ページまで行っていただきますと、こちらが相談の手段ですね、相談窓口等の手段がどんなのものがいいですかというのを聞いているところでございます。
　12ページから13ページにかけてが各年代に並んでおりますが、比較的に年代が若い、小さい子のほうは、対面というか、会って話すというほうがよいということにはなっております。
　それが大きくなってくると、チャットというようなキーワードに移ってきているかなというところでございます。
　条例で、素案の先ほど説明いたしましたこどもの権利擁護委員を置くに当たって、新たに相談窓口を設けようというところなのですけれど、そこに当たりましては、チャット相談というのができないか、どうかというのを今、検討しているところでございます。
　また、17ページにお進みいただきますと、17ページのところは、大人や社会に希望することというようなものがございます。
　こちらも各学年、４分類ですかね。通じましてトップ三つというのは、安心して過ごせる居場所が欲しいという話とか、子どもの意見や気持ちをしっかり受け止めて尊重してほしいとか、保護者がこどもの権利、こっち家族、小さいほうは家族って言っていますけれども、家族や保護者がこどもの権利の理解を深めてほしいというのが上位に挙がっているところでございます。
　続きまして、21ページ以降が大人向けの集計結果となってございます。
　22ページが、先ほど子どものところでもご紹介しました、「こどもの権利」の内容をどれを知っていますかという質問に関しては、やはり子どもの結果と同じく、最善の利益というのがちょっと低い状態でございます。
　また意見表明と反映というのも、それが権利なんだよということに関しては、認知が低かったかなというところでございます。
　また先ほど、子どもと同じ項目になりますが、25ページの相談手段のところを見てみますと、やはり対面とか、そのときはチャットというのが上がっているようなところでございます。
　このアンケート結果も踏まえまして、条例の中身とか、それから条例施工後の啓発や相談窓口の設置に関して、こういった意見を踏まえた対応をしていきたいなというところで検討を進めていきたいと思っておるところでございます。

最後に資料４号の別紙３、今後のスケジュール、いつもお出ししている表になるのですが、こちらでございます。

今お諮りしている内容については、９月議会に報告いたしまして、その後、10月からパブリックコメントに進んでいきたいと考えているところでございます。

資料の説明は以上となります。

最後、補足的な説明なのですけれども、こどもの権利推進リーダーのほうを非常に頑張っていただいて、今回条例の前文というのをつくりました。

これをもって、８月20日に文京区議会議員の皆さんと意見交換をしたいというようなお子さん、参加者からの声もありまして、それを調整しておりまして、８月20日に実施していくような方向で準備をしております。

こちらも、リーダー会議も本編もそうなのですが、子どもたちが遠慮なくしゃべられるために、傍聴等はお断りしているところになりますので、ご承知おきいただければと思います。

私からの報告は以上となります。

遠藤会長：ありがとうございました。

それでは、今、子ども施策推進担当課長より、（仮称）こどもの権利に関する条例の制定についてご説明いただいたわけでございますが、ただいまの内容につきまして、本日ご出席いただいております杉山様、礒﨑様から順にご意見等をいただき、その後会場にいらっしゃる委員の皆様、オンラインでご出席の委員の皆様にご意見を伺いたく存じます。

それでは初めに杉山様、よろしくお願いいたします。

杉山氏：文林中学校の杉山と申します、よろしくお願いいたします。

今回２回目の意識調査を拝見しまして、まず中学生が回答回収数が増えたというのは、ちょっとほっとしました。

中身を見させていただきましたけれども、大切にされているという答えの割合が、小学生、中学生を含めてかなりの数字がいるかなというふうに思ってはいるんですけれども、逆にされていないというふうに考えている生徒も、やはり少なからずいるということについては、学校でも認識する必要があるかなというふうに思っております。

また相談相手のところで、やはり発達段階、小学生、中学生、高校生で大分変化があるところですけれども、中学生としてみれば、もう少し、学校の先生という相談相手が増えてくるといいかなというふうに思っております。

また先ほど課長からもありましたけれども、先日も中学生サミットというのがこの本会議場で行われたわけですけれども、各学校で、生徒がふだんどんな思いで生活をしているのか、大事にされているのか、いわゆる学校の決まり、ルールについてはどうなのかということについて、各学校の取組が紹介されたところです。

生徒会の本部役員の生徒が各学校におりまして、その生徒たちが中心になってアンケートを採ったり、目安箱などを設置しながら、意見をまとめなが

ら、自分たちの生活を守っていく、自分たちの意見を言いながらも、しっかりそれを守っていく自治能力のことについて触れた学校が多かったかなというふうに認識しております。

今後もこういった学校生活を送っていく上で、決まりについては、代表生徒、生徒の意見を聞きながら、教員とも話し合いながら、時にはPTA、地域の方と交流をしながら、自分たちのルール、生活ルールを決めていくというスタンスになりつつあります。

その辺については、学校としても後押しをしていきたいというふうに考えております。

２回にわたるこういった調査で、子どもたちの様子が非常によく分かっていて、学校現場としても大変参考になるところがありました。ありがとうございました。

以上でございます。

遠藤会長：はい、ありがとうございました。

それでは、礒﨑様、よろしくお願いいたします。

礒﨑氏：弁護士の礒﨑です。

私から、前文のことについてちょっとコメントさせていただきます。

何回かずっとこの会議に出させていただいて、ここまで形になってきて、順調に進んできているということが実感できて、とてもよかったなというふうに思っているところです。

前文のところでは、子どもからの声というのが１行目に書いてあるので、それ以下のところは、お子さんからの声なんだなということで読んでいるので、何々してほしい、何々してほしいというのがずっと続くんですけれども、それを読んでいて、結構、要求って言ったら言い過ぎかもしれないんですけれども、ちょっと何かこう、強い感じがして、前文でここまで強い感じで大丈夫かなと思いながら読んでいたのですけれども、ただ、子どもからの声というのが１行目にあるので、こういうふうにお子さんたちから声が出ているんだなということで、これはこれでいいかなというふうに納得したところです。

先ほどちょっときついというか、強いんじゃないかというふうに思ったところと関連するんですけれども、何か例えば、愛情をもってとか、そういう言葉を一つ入れるだけでも、少しやんわりする感じがするので、例えば、前文の２ページ目の１行目のところに、「夢や頑張りたいことを尊重し、応援して、成長を見守ってほしいです。」という文章があるのですけれども、この「成長を見守ってほしい」のその前のところに、「愛情をもって」とかというのを入れて、例えば、「夢や頑張りたいことを尊重し、応援して、愛情をもって成長を見守ってほしいです。」とか。どこに入れてもいいんですけれども、何かそういう言葉を入れると、ちょっと柔らかい感じになって、読んでいるほうも何か安心して読めるかなというふうに思いました。

あと、前回の会議で、周知が重要だというお話がありましたので、前文の

ほうの第１番目というか、五つに分かれる一つ目のところに、周知のところを持ってきたというのはとてもよかったかなというふうに思いました。

この並べ方もいろいろ工夫なさって、よかったんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

遠藤会長：はい、ありがとうございました。

これについて何かございますか。

子ども施策推進担当課長：ありがとうございます。

今回は、コンセプトとして、子どもたちの声100％でいきたいというところがあります。

いろんなところでこれからまた、いろんなご意見をお聞きするので、まだリーダー会議自体は９月10月とまだ時間が残っているので、いろいろな場面でお聞きしたお話等は、そういった中でリーダーのほうにもお伝えして、これをどうするかというのはリーダーたちに判断いただきたいなというところです。

あとこの並びも、そういう意味では、最初は24枚シートが出てきて、それをまとめていたのですけれど、その項目を整理していく中で、多かったものから並べたような形でございます。なのでこの並び順のものが、今の子どもたちの関心事なのかなというふうに捉えていただければと思います。

ありがとうございます。

礒﨑氏：ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

それでは会場にいらっしゃる委員の皆様で、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

秋山委員：よろしいでしょうか。

遠藤会長：じゃあよろしくお願いします。

秋山委員：区民委員の秋山です。すみません、度々失礼いたします。

ご説明ありがとうございました。２点ほど、１点質問と、１点提案をさせていただきたいと思います。

一つは今回の権利擁護委員というところであったかと思います。

やる職務も書いてあることは理解したのですが、子どもからの相談を受けて、それを調整して関係者に寄せて、結構スキルの、子どもの話もちゃんと聞けて、いろんな調整をするということは結構大変なのかなと思って、分業制でも個人的にはいいんじゃないか、子どもからの、子どもに限らないとは思いますけれども、そういう相談を受けて意図をちゃんとつかむ方とそれを踏まえた上で関係性を調整したり、いろんな補償のための意見とか、結構役割とかスキルが変わってくるんじゃないかなと思いましたので、その辺ご検討いただければというふうに思ったところが一つです。

あとは普及という観点で、この権利に関するお話をすると毎回出てくると思うんですけれども、前回の会議でも結構大人同士で同行を理解して普及さ

せるかで意見が結構活発になったかなと思っています。
この場だとどうしても質問をして、区の各課長さんが答えて終わりというふうになってしまうので。この場だと時間の限りもあるので、そういった分科会なのか、公募で、そういった大人の会みたいなのがあって、どういうふうに大人がこれを理解して、振る舞っていくか。全員が当てはまるとは限らない、一例として、こういうふうに振る舞うとか、こういうふうに理解してやっていくとこの理念とか条件に合って、これが文京区らしさの条例にいいんじゃないか、みたいな会があってもいいんじゃないかと思って、これは提案として思っています。
子どものそのリーダー会議とか、大人のリーダー会議なのか分からないですけれども、そういった方が普及する係、片仮名で言うとアンバサダーみたいなのが最近あると思うんですけれども、そういう方がアンバサダーとして、いろんな地域とかコミュニティーの中でいろんな話をしていくと根についた形になるんじゃないかなと思います。
条約、条例をつくるところが多分ある意味スタートラインになっていくと思うので、そういうところもご検討いただきたいなと思ってコメントさせていただいた次第です。
以上です。

遠藤会長：はい、ありがとうございます。
何か、ございますか。

子ども施策推進担当課長：先ほどのまず、擁護委員の役割分担みたいな、擁護委員、よくあるのが弁護士さんとか市議さんが置かれたり、あと学系の方が入っていたりすることもあるのですね。
それで、条文でいくと19番の（３）のところで、「擁護委員はそれぞれ独立して、その責務を行います。」となってはいるんですが、ただ「ただし、必要に応じて合議を行います。」というのがあるので、必要に応じて、その得意な分野ごとに共同しながら進めていくというやり方があろうかと思います。
どういう方にお願いするかはこれから考えていくところなのですが、そういった合議を行うようなこともイメージしながら、ちょっと検討を進めてまいりたいなと思います。
また、大人のアンバサダー、すてきな言葉ですね、大人に向けての啓発、子どもたちからもその声はすごく上がりました。僕たちも勉強しているけれど、大人たちにも勉強してほしいみたいな声もそのリーダー会議で上がっているので、どんな形がいいのか、何かワークショップみたいなのをやったほうがいいのか、そういう、新たに始めるのも一つですし、また既にある大人たちの集まりの中に、ちょっと参加させていただいて、そういったところから周知していくやり方もあるのかなと思います。その辺も含めまして、いろいろちょっと検討を進めていきたいなと思ってございます。
ありがとうございます。

秋山委員：ありがとうございます。

私もせっかくこう、いろんな先生方とかいろんな分野の過程、生の意見とか、率直な、ある意味ぶっちゃけた話も聞いてみたいなと思ったので、ぜひご検討いただければと思います。

ありがとうございます。

遠藤会長：はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

お願いいたします。

高櫻委員：青山学院大学の高櫻です。ご説明いただきましてありがとうございます。

前文を読ませていただいて、またその前文をつくられる過程を伺っておりまして、文京区の皆さんが進めてきてくださったプロセスが、まさに「こどもの権利」を大事にするプロセスであったと感じています。

だからこそ、今回参加してくれた、今の子どもたちだけでなく、その子どもたちがこの経験を通して大人になったときを、とても期待していますし、本当にすてきな取組だったなという、感想です。

そのうえで一つだけ、質問をさせてください。

前文はこどもの声から始まっているのに対して、最後の段落の「全てのこどもは、一人一人かけがえのない存在です。」から始まる部分の最後で「文京区は条例を制定します」という言い方をしており、どこまでが子どもの声なのかがちょっと分からなかったので、教えてください。

子ども施策推進担当課長：前文に関しては、まず頭のところで子どもからの声ということで、書いてあります。

最後のところの、最後の５行ぐらいですかね。こちらはどちらかというと、区の事務局側といいますか、区のほうからの表現ということで、行間を長く空けたつもりだったのですけれど、全体を広くしちゃったので、行間で差を感じ取ってほしかったのですが、それが多分今、伝わりにくくなっちゃっているかなと思いますので、何か言葉を入れたほうがいいのか、どうしようかって、悩みどころでございます。

この「全ての子どもからは」というのは、条例を制定する我々が宣言をしている部分という、内容としてはそうなのですが、見せ方をどうするかは確かに検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

高櫻委員：一つの案ですけれど、せっかく子どもたちと文京区の皆さんが共同してつくられてきており、それが文京区らしさでとても大事にしたいと思うので、子どもからの声を受けての文京区の応答みたいな言葉があると、個人的にはありがたいと思いました。

よろしくお願いします。

遠藤会長：はい、ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

お願いいたします。

河合委員：公募区民の河合でございます。
　タイトルに関しまして、一言で言うとすごくいいタイトルだなと、このままでよいなと思っています。
　なぜならば、最初に子どもからの声で、私たちは「こどもの権利」を持っています、ということで、権利についてすごく勉強された、子どもたちの声が出ているので、そのせりふをそのままで、子ども条例とかにしなくてもよいのではないかと思いました。
　以上でございます。
遠藤会長：ありがとうございます。
　ほかに、いかがでございましょうか。
　オンラインでご参加の髙橋先生、よろしくお願いいたします。
髙橋副会長：白百合女子大の髙橋です。
　一言だけです。権利擁護委員の話が出て、そこを見たときにふと思ったのですけれども、文京区の全ての振り仮名を振ったやつで、これ子どもたちに、さすがに１年生は難しいでしょうけれど、小学生たちにも、より身近に感じてもらいたいというところで、こういう形になっているのが、とてもよく、いいなと思っていて、ほかの自治体のを見ても、こういうケースってそう多くはないので、これはいいんですけれど、一言でいうと、さっきちょっと強いというふうにおっしゃった方がいたと思うんですけれど、やっぱりTHE条例の書きぶりを丁寧な優しい表現にしているというイメージがどうしてもあるので、もうちょっと砕けたというとちょっと変だな、中学生、高校生たちにとっては優し過ぎちゃうのはちょっとまずいかもしれないですけれど、法律上の書き方とか条例上にこういう表現というのが、スタンダードとしてあるのかもしれないんですけれど、せっかく振り仮名を振って、こういうふうに寄り添った姿にしているんであれば、表現をもうちょっと優しい表現にリライトするみたいな可能性というのはあるんでしょうか。
　そこだけちょっと、気になったので教えてください。
遠藤会長：はい、よろしくお願いします。
子ども施策推進担当課長：お話しいただいたとおり、条例の書き方って固いのがありまして、決まっています。私も法規にいたものなので条例をいろいろつくった経験があるのですけれど、非常に決まりきった表現とかたくさんあるので、ものではあるのですが。今回はそういう意味では、少し前文なんかも含めまして、通常のルールからは離れて、子どもたちに分かりやすいというようなところにしています。
　ただ、やはり例えば19以降の、権利擁護委員に関する規定のところとか、そういう職務に関するようなところというのは、やはりなかなかかみ砕きし切れないようなところもあるのかなというところがあるのかなと。私はその18以降のところと、それ以前のところで多少トーンが違うのかなというところもあります。
　もう一つは、これから啓発に当たっていくに当たって、パンフレットだっ

たり、いろんなものを作っていく中で、その年齢に合わせた分かりやすさというものを書き分けていくということはできるかなと思っております。

今のところ、条例全体として何かバリエーションをつけるのはあまり得策ではないかなと思っていますので、ちょっとルビを振るぐらいのところで、この形でいこうかなと思っています。

この先の啓発の段階において、より小さい子にも分かりやすいものをつくっていったりとか、そういった対応の中で、広めていく中では、そういった配慮と言いますか、対応していきたいと考えてございます。

髙橋副会長：ありがとうございます。縛りがあるんだろうなと思いながら伺いました。例えば人格高潔とかあるじゃないですか。人格高潔って何だというところとか、決まりきった表現としてはあるのかもしれないですけれど、何かこういういろんな解釈ができたり、よくふわっとしか分からないような表現みたいなところがちょっと気になったので、こういう辺りをいじればいいんじゃないかなというのが感想です。

すみません、以上です。

遠藤会長：はい、貴重なご意見ありがとうございました。

ほかに、何かございますでしょうか。

恐らく、まだまだいろいろお考えのところはあるかもしれませんが、ちょうど時間が予定どおりに進んでいるという感じでございますので、本日はここで議論そのものは閉じさせていただければと思います。

議題としては、予定しているものが全て終わったわけでございますが、最後に今後の日程につきまして、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：皆様、本日も活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回の第４回の会議の日程は、少し空きまして10月17日金曜日、18時半からの開催を予定しております。

開催日の約１か月前に開催通知のほうを郵送にてお送りいたしますので、そちらのほうをご確認くださいますよう、お願いいたします。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございました。

特にほかになければ、本日の議事はこれで終了といたします。

２時間にわたって、いろいろご意見を頂戴いたしまして、本当にどうもありがとうございました。次回もまた、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

以上